

令和3年度 滋賀県障害者雇用対策本部本部員会議 次第

開催日：令和4年3月15日(火)
県政経営会議終了後
開催場所：災害対策本部室

1 開会

2 議題

- (1) 障害者雇用の現状について
- (2) 各部局における次年度の取組について
- (3) 障害者の雇用確保・維持に関する要請について

〈配付資料〉

- | | |
|--------|------------------------------------------------|
| 資料 1 | 障害者雇用の現状と雇用促進の取組 |
| 資料 2 | 各部局の障害者雇用関連施策 |
| 資料 2-1 | 健康医療福祉部の取組 |
| 資料 2-2 | 商工観光労働部の取組 |
| 資料 2-3 | 農政水産部の取組 |
| 資料 2-4 | 教育委員会の取組 |
| 資料 3 | 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた
障害者の雇用確保・維持に関する要請書（案） |
| 資料 4 | 障害者の雇用確保・維持に関する予定要請先 |
| 参考 1 | 滋賀県障害者雇用対策本部設置規程 |
| 参考 2 | 令和2年障害者雇用状況の集計結果 |

障害者雇用の現状と雇用促進の取組

1. 障害者雇用の現状

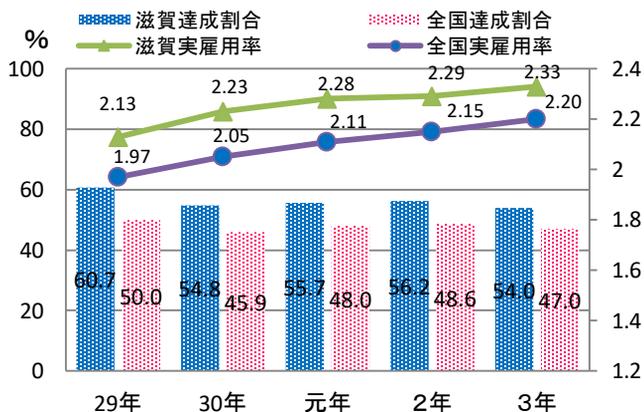
(1) 障害者の雇用率達成企業の割合は54.0%

実雇用率は2.33%で過去最高、全国平均2.20%を上回る（令和3年6月1日現在）

(2) 就職件数は1,187件で、平成21年度以来の減少（令和2年度）

1. 障害者雇用率達成状況

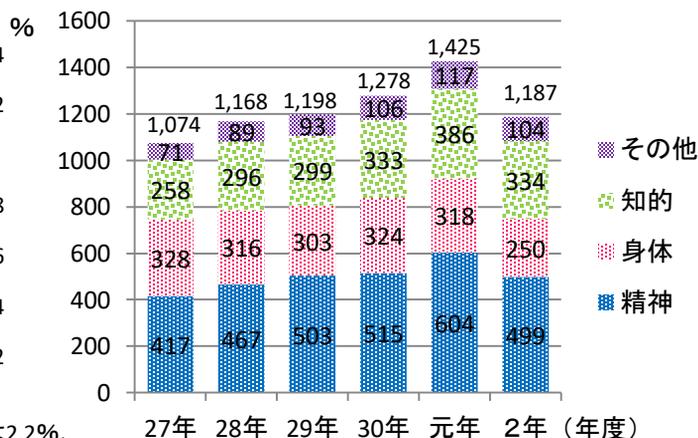
民間企業の雇用率達成割合・実雇用率の推移



法定雇用率：平成29年～30年は2.0%、平成30年～令和2年は2.2%、令和3年は2.3%

2. 県内ハローワークにおける職業紹介状況

障害種別就職件数の推移(件数)



2. 障害者の雇用促進の取組

労働局・ハローワークにおける取組

○障害者向けチーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設や障害者就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）等の職員とチームを結成し、就職から職場定着までの一貫した支援を実施。

○企業向けチーム支援

障害者雇用の経験・ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関とチームを結成し、雇入れ準備から採用後の定着支援までの一貫した支援を実施。

○障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度

障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定。認定事業主の優良な取組をロールモデルとして地域の障害者雇用を一層推進するとともに、認定事業主に社会的メリットを付与。

新たな日常下でのICTを活用した取組

- 一部のハローワークで難病障害者等を対象としたオンラインによる職業相談を開始。今後、県内すべてのハローワークへ拡大予定。
- 障害者の雇用を促進するためのテレワーク支援。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けられました。

障害者雇用の推進に向けて

資料 2

目指す方向

○障害のある人が、その能力と適性に応じ、多様な働く場に参加し、自立した生活を送ることができる社会づくりをめざします。

目 標

- 障害のある生徒・学生の一般就労への促進
- 障害者の知識・能力の向上による一般就労への促進
- 障害福祉サービス事業所等から一般就労への促進
- 障害者雇用への理解促進と雇用のための受け皿整備の促進

令和4年度施策体系

40事業

令和4年度予算額 計 935,727 千円

1.教育現場における		大学と地域をつなぐ発達障害巡回支援事業	2,398 千円【健福】		
		職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業	6,059 千円【教育】		
		農福連携推進に係る就業支援モデル事業	2,595 千円【教育】		
2.知識・技能の向上	【拡充】	障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業	12,037 千円【健福】		
		障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業	5,186 千円【健福】		
		介護等の場における知的・精神障害者就労促進事業	7,600 千円【健福】		
		障害者介護職員養成事業	9,224 千円【健福】		
		障害者委託訓練事業	17,516 千円【商労】		
		障害者総合実務訓練事業	15,152 千円【商労】		
		職場適応訓練事業	1,888 千円【商労】		
		障害者トライワーク支援事業	5,000 千円【商労】		
		就労移行支援促進事業	3,600 千円【健福】		
		就労系障害福祉サービスの支援力向上事業	1,000 千円【健福】		
3.一般就労への移行支援	【新規】	働く障害者のフォローアップ支援事業	1,450 千円【健福】		
		障害者差別解消総合推進事業	7,896 千円【健福】		
4.障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備	【新規】	障害者優先調達促進	— 千円【健福】		
		しが障害者施設応援企業認定	— 千円【健福】		
		農業者と福祉事業者等の連携推進	3,190 千円【農水】		
		「Made in SHIGA」企業立地助成金	424,838 千円【商労】		
		チャレンジDWORK運動推進事業	881 千円【商労】		
		建設工事入札参加資格審査に係る優遇制度	— 千円【土木】		
		社会政策推進に配慮した入札等の実施	— 千円【会計】		
		ナイスハート物品購入制度	60 千円【会計】		
		学校業務嘱託員(障害者雇用)の任用	77,057 千円【教育】		
		学校事務補助員(障害者雇用)の任用	108,780 千円【教育】		
		職場適応支援員の任用	29,199 千円【教育】		
		県立学校障害者雇用推進事業	22,180 千円【教育】		
		障害者チャレンジ雇用推進事業	28,962 千円【総務】		
		障害者チャレンジ雇用推進事業	26,529 千円【教育】		
		障害者雇用推進事業	2,623 千円【企業】		
		【拡充】	障害者チャレンジ雇用推進事業	27,207 千円【病院】	
		人権啓発活動推進事業	※(46,021) 千円【総合】		
		【新規】	小規模事業所の障害者雇用実態調査	— 千円【商労】	
		【新規】	事業協同組合等算定特例の周知	— 千円【商労】	
		5.雇用促進に向けた総合的支援		じんけん通信発行事業	— 千円【総合】
				社会就労事業振興センター運営事業補助金	2,480 千円【健福】
				障害者就業・生活支援センター事業	63,798 千円【健福】
	働き・暮らし応援センター事業(定着支援員設置)		9,671 千円【健福】		
	働き・暮らし応援センター事業(職場開拓員設置)		9,671 千円【商労】		
	障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム会議		— 千円【総務】		

連携

労働局

連携

○令和4年度の事業実施予定

1. 教育現場における支援

- 大学と地域をつなぐ発達障害巡回支援事業
 - ・ 大学に在学する発達障害者に対して、大学から就労にかけての切れ目のない支援の充実を図るため、大学進路担当者等への巡回支援等を行う。
 - ・ 対象：6大学から県内全大学への拡大
 ≪R3年度事業実績(R3.12月末現在)≫・巡回支援等：6大学187回

2. 知識・技能の向上

- 障害者介護職員養成事業
- 介護等の場における知的・精神障害者就労促進事業
 - ・ 障害者の介護現場での就労促進を図るため、介護技能習得支援や介護事業所職員への障害者雇用の環境整備支援、有資格者と介護事業所間の雇用等の調整を一体的に実施する。
 ≪R3年度事業実績≫・介護技能等研修：20名修了 ・介護事業所職員研修：30名受講
- 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業
 - ・ 障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む事業所に、農業技術の専門家(3名)を派遣し、アドバイスを行う。≪R3年度事業実績(R3.12月末現在)≫5事業所

3. 一般就労への移行支援

- 就労移行支援促進事業
 - ・ 就労移行支援事業所の職員等を対象に就労アセスメント手法に関する研修や障害者が働く企業での現場実習など基本的な支援技術に関する研修を実施する。
 ≪R3年度事業実績(R4.1月現在)≫・アセスメント研修：のべ35名受講
- 就労系障害福祉サービスの支援力向上事業
 - ・ 事業所等において就労支援に携わる職員の専門性を高めるため、ジョブコーチ養成研修を受講する際の費用を補助する。≪R3年度事業実績≫23名受講
- 働く障害者のフォローアップ支援事業
 - ・ 一般就労する障害者の円滑な就業生活と職場での定着を図るため、入職前に働く上での基礎知識を学ぶ研修や横のつながりをもつ交流会を実施するとともに、入職6か月目にフォローアップ研修を行う。

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

- 障害者優先調達の促進
 - ・ 県の各機関において、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を優先的にを行う。
- しが障害者施設応援企業の認定
 - ・ 企業が障害者施設へ物品・役務の調達、資材の提供を行った場合に、しが障害者施設応援企業として認定する≪R3年度事業実績≫101社(R2年度から45社増加)
- 障害者差別解消総合推進事業
 - ・ 障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害者差別を解消するため、障害の社会モデル研修、※出前講座の実施、合理的配慮の助成モデル事業等の取組を行う。
 (合理的配慮の助成モデル事業：予算およびメニューの拡充)

5. 雇用促進に向けた総合的支援

- 障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）
 - ・ 国の仕組みである就業・生活支援センターに、職場開拓と定着支援の機能を県独自に付加し、障害者の就労と雇用のニーズのマッチング、職場定着支援等を一体的に実施する。
 ≪R3年度事業実績(R3.9月末現在)≫
 ・センター登録者のうち新規一般就労者数：207名・相談件数：21,241件

○令和 4 年度の取組

2. 知識・技能の向上

○ 障害者委託訓練事業

- ・企業、NPO法人、民間教育訓練機関等への委託により、各種訓練（知識・技能習得、実践能力習得、特別支援学校早期訓練）を実施する。

【R3】受講者 15名、中退者 1名、修了見込者 14名（R4. 1. 25現在 就職者8名）

○ 障害者総合実務訓練事業

- ・高等技術専門校に知的障害者を対象とした総合実務科（販売実務、OA事務の各コース）を設け、訓練を実施する。

【R3】入校者 4名（4月生 3名、10月生 1名）

○ 職場適応訓練事業

- ・公共職業安定所長の指示を受けた求職者に対して、一般事業所等における実地作業訓練を行い作業環境への適応を図る。

【R3】対象者 0名

○ 障害者トライワーク支援事業

- ・1週間程度の企業での就労体験を提供する。

【R3】利用者 171名（R3. 12. 31現在）

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

○ チャレンジドWORK運動推進事業

- ・滋賀労働局等と連携し、障害者雇用に取り組む契機づくりを行うことで、障害者の就労に関する事業所や県民の関心を深める。

障害者雇用優良事業所等知事表彰

【R3】優良事業所 2事業所、障害者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体または個人 3名、優秀勤労障害者 14名、チャレンジドWORK推進事業所 1事業所
障害者就職面接会の開催（10月～11月、2月～3月に各ハロワーク圏域で実施）

【R3】10月～11月 参加求職者 104名、参加事業所 41事業所（R3. 12. 8時点速報値）

新 障害者雇用実態調査

- ・障害者の法定雇用率が適用されない従業員数43.5人未満の県内企業も含め、障害者雇用の実態を調査する。

新 事業協同組合等算定特例の周知

- ・事業協同組合等の単位で法定雇用率を算定する特例制度を県発行冊子等に掲載する。

○ リーフレット（滋賀県は障害者雇用を推進します）作成

5. 雇用促進に向けた総合的支援

○ 障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）

- ・県内各福祉圏域7カ所に国が設置する就業・生活支援センターに県独自に職場開拓と定着支援の機能を付加し、障害者の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチング、職場定着等を一体的に行う。

【R3】センターからの新規就職者207名、相談件数21,241件（R3. 9. 30現在）

○令和 4 年度の取組

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

○「しがの農×福ネットワーク」運営事業

- ・令和元年度に立ち上げた「しがの農×福ネットワーク（会員・団体数：56（令和 4 年 1 月 11 日時点））」の各会員等を対象とした交流会を開催し、農福連携に関する意識醸成、連携促進を図る。

○農福連携普及啓発事業

- ・農業者と福祉事業所、ひきこもりや生活困窮者等との農作業受委託のマッチング等については、引き続きコーディネーターを設置して推進するとともに、コロナ禍での福祉事業所等における農業者の 6 次産業化の支援（農産物加工委受託）も視野に入れた活動を行う。（H30～R2 年度事業実績累計：17 件）

○多様な主体と中山間地域の農村集落等との協働活動の支援

（しがのふるさと支え合いプロジェクト）

中山間地域の活性化を目的に、地域の集落等と企業や大学、NPO 法人等が協働し、農作業や棚田の保全活動、都市農村交流活動などを行うプロジェクト。県は協働活動のコーディネートや、相手先とのマッチング、協定を締結団体等への支援を行う。

（関連実績：2 件）

【教育委員会の主な取組】

○令和4年度の取組

1. 教育現場における支援

○職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業

1 社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究

(研究指定校 高等養護学校4校、知肢(知的障害・肢体不自由)併置県立特別支援学校8校、聾話学校)

- ・しごと総合科における職業教育を中心とする教育課程の充実や、知肢併置校における職業コースの設置や知的障害の教育課程の研究を進める。
- ・企業への授業公開や意見交換会等を開催し、企業の知見を積極的に学校現場に取り込み、カリキュラム・マネジメントの視点で授業改善を進める。
- ・障害が重度重複化、多様化するなかで、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容を検証する。

【R3】

- ・高等養護学校4校に設置した職業学科「しごと総合科」および知肢併置校におけるコース別の教育課程の検証・改善
- ・高等養護4校、知肢併置8校、聾話学校で授業公開ならびに意見交換会の開催(各校年間2回程度実施)

2 「しがしごと検定」の実施(対象:県立特別支援学校高等部生徒)

- ・就労への意欲関心を高め、意欲を喚起するとともに、働くために必要な基礎的な態度や技能を身に付けることを目的に、4種目の技能検定「しがしごと検定」を引き続き実施する。(第1回検定:8月、第2回検定:12~1月)
- ・検定種目および協力企業
 - ①運搬陳列(㈱平和堂) ②接客(㈱プリンスホテル) ③清掃メンテナンス(㈱ティ・エム・エス) ④事務補助(日東ひまわり亀山(株)滋賀事業所)
- ・検定種目ごとに指導者講習会、検定員講習会、スキルアップ授業の実施

【R3】

- ・第1回検定は運搬陳列(33名受検)のみ実施(新型コロナウイルス感染症の影響により他3種目は中止)、第2回検定は4種目全て実施(176名受検)
- ・指導者講習会は6月に種目別に実施
- ・スキルアップ授業は、清掃メンテナンスは集合形式で、他3種目はオンライン形式で実施

3 就労アドバイザーの配置による協力企業の拡大

- ・特別支援学校生徒の職場実習と就職に向け協力企業を拡大するとともに、生徒や保護者への就労アドバイスを実施することで、企業と生徒のマッチングを図り、就職率の向上につなげる。

【R3】 就労アドバイザーによる訪問企業数 310 件 (R3.12 末現在)

4 「しがしごと応援団」の活用促進

- ・特別支援学校の職業教育を応援する企業登録制度「しがしごと応援団」に登録いただいた企業と学校とが連携し、職業教育を中心とした教育活動を充実させる。

【R3】 登録企業は 305 社 (R3.12 末現在)

○農福連携推進に係る就農支援モデル事業

農業分野と教育分野が連携し、R3 年度までに作成した手引書(作業マニュアル)を活用した研修の試行および農業従事者の知見を生かし職業教育の充実を図るとともに、進路先の拡充と就農支援システムの構築を目指す。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 障害者の雇用確保・維持に関する要請書

資料 3

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀県内の民間企業に雇用されている障害者については、令和3年6月1日現在で、実雇用率2.33%となりましたが、法定雇用率を達成している企業の割合は54.0%と、半数近くの企業で未達成となっており、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は240社と、未達成企業に占める割合は56.3%となっています。

本県といたしましては、更なる障害者雇用の促進を図るため、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞し、引き続き障害者にとって厳しい雇用情勢となっており、今後の生活や就労の継続に不安を抱いている方も多いと思われ
ます。

こうした中、国では、雇用調整助成金の特例措置の延長による雇用の下支えや、障害者雇用ゼロ企業の脱却に向けた支援に努めております。

県においても、滋賀県障害者プラン2021で定める令和8年度までに法定雇用率達成企業70%という目標を達成するため、滋賀労働局と連携して開催する障害者向け就職面接会や障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っているほか、新たに、
職場定着を支援するため、就職時の不安や戸惑いを解消する研修・交流会の実施や、職場での悩み等を出し合い早期対応に繋げることで離職を防止する取組を行ってまいります。

加えて、障害者が様々な分野で活躍する共生社会の構築に向けては、より多くの就労の場を創出する必要があることから、障害者の雇用義務がない従業員数43.5人未満の企業においても障害者雇用を促進するため、まずは当該企業の雇用実態を把握する調査を行い、今後の施策の参考とする所存です。

貴連合会の構成団体および企業の皆様には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力を賜っておりますが、一人でも多くの障害者とその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただくとともに、各構成団体および企業に対し、障害者の一層の雇用促進とその定着に向けた積極的な取組を促していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和4年3月 日

滋賀経済団体連合会会長 大道 良夫 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事



障害者の雇用確保・維持に関する予定要請先

資料4

担当部局	要請方法	要請先	要請団体数
総合企画部	要請書手交	公社、公益財団法人、 大学法人、学校法人	17
総務部	要請書発出	大学法人、教育関係団体	4
文化スポーツ部	要請書手交	公益財団法人	4
	要請書発出	公益財団法人	
琵琶湖環境部	要請書発出	公益財団法人、公益社団法人、 一般社団法人、環境保全部、 林業団体	23
健康医療福祉部	要請書発出	社会福祉法人、公益財団法人、 公益社団法人、一般社団法人、 NPO法人、健康医療福祉関係団体	55
商工観光労働部	要請書手交	経済団体	7
農政水産部	要請書手交	農業関係団体	15
	要請書発出	公益財団法人、一般社団法人、 漁業関係団体、農業関係団体	
土木交通部	会議で要請	公益社団法人、一般社団法人、 建築関係団体	12
	要請書発出	公社、公益社団法人、 一般社団法人	
教育委員会事務局	要請書手交	公益財団法人	4
	要請書発出	公益財団法人、一般社団法人、 教育関係団体	

※重複している要請先が1団体あり。

140団体に要請活動実施予定

各部局の予定要請先一覧

	予定要請先	新規・継続	要請方法	部局	担当課
1	滋賀県土地開発公社	継続	要請書発出	総合企画部	企画調整課
2	滋賀大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
3	滋賀医科大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
4	龍谷大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
5	立命館大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
6	成安造形大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
7	聖泉大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
8	長浜バイオ大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
9	びわこ成蹊スポーツ大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
10	びわこ学院大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
11	滋賀短期大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
12	滋賀文教短期大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
13	びわこリハビリテーション専門職大学	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
14	放送大学 滋賀学習センター	新規	要請書発出	総合企画部	企画調整課
15	公益財団法人 滋賀県国際協会	継続	要請書発出	総合企画部	国際課
16	公益財団法人淡海文化振興財団	継続	要請書発出	総合企画部	県民活動生活課
17	公益財団法人滋賀県人権センター	継続	要請書発出	総合企画部	人権施策推進課・人権教育課
18	滋賀県私立中学高等学校連合会	継続	要請書発出	総務部	私学・県立大学振興課
19	滋賀県私立幼稚園協会	継続	要請書発出	総務部	私学・県立大学振興課
20	滋賀県専修学校各種学校連合会	継続	要請書発出	総務部	私学・県立大学振興課
21	公立大学法人滋賀県立大学	継続	要請書発出	総務部	私学・県立大学振興課
22	公益財団法人びわ湖芸術文化財団	継続	要請書手交	文化スポーツ部	文化芸術振興課
23	公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園	継続	要請書手交	文化スポーツ部	文化芸術振興課
24	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	継続	要請書手交	文化スポーツ部	スポーツ課
25	公益財団法人 滋賀県文化財保護協会	継続	要請書発出	文化スポーツ部	文化財保護課
26	公益財団法人 淡海環境保全財団	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	環境政策課
27	公益社団法人 湖南工業団地協会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	環境政策課
28	公益社団法人 滋賀県環境保全協会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	環境政策課
29	湖南・甲賀環境協会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	環境政策課
30	公益財団法人 国際湖沼環境委員会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	琵琶湖保全再生課
31	公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	循環社会推進課
32	一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	循環社会推進課

33	公益財団法人 滋賀県環境事業公社	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	循環社会推進課
34	一般社団法人 滋賀グリーン活動ネットワーク	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	循環社会推進課
35	一般社団法人 滋賀県下水道管路維持協会	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	下水道課
36	県内森林組合(8組合)	継続	要請書発出	琵琶湖環境部	森林政策課
44	滋賀県森林組合連合会	新規	要請書発出	琵琶湖環境部	森林政策課
45	滋賀県林業協会	新規	要請書発出	琵琶湖環境部	森林政策課
46	林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部	新規	要請書発出	琵琶湖環境部	森林政策課
47	一般社団法人 滋賀県造林公社	新規	要請書発出	琵琶湖環境部	森林政策課
48	公益財団法人 滋賀県緑化推進会	新規	要請書発出	琵琶湖環境部	森林政策課
49	社会福祉法人グロー	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康福祉政策課
50	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康福祉政策課
51	社会福祉法人滋賀県共同募金会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康福祉政策課
52	滋賀県救護施設協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康福祉政策課
53	日本赤十字社滋賀県支部	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康福祉政策課
54	一般社団法人滋賀県医師会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
55	一般社団法人滋賀県病院協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
56	公益社団法人滋賀県私立病院協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
57	一般社団法人滋賀県鍼灸師会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
58	一般社団法人滋賀県鍼灸マッサーヂ師会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
59	公益社団法人滋賀県柔道整復師会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
60	公益社団法人滋賀県看護協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
61	滋賀県看護学校協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療政策課
62	一般社団法人滋賀県歯科医師会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康寿命推進課
63	公益財団法人滋賀県健康づくり財団	継続	要請書発出	健康医療福祉部	健康寿命推進課
64	滋賀県老人福祉施設協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療福祉推進課
65	一般社団法人滋賀県老人保健施設協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療福祉推進課
66	滋賀県介護サービス事業者協議会連合会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療福祉推進課
67	NPO法人街かどケア滋賀ネット	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療福祉推進課
68	滋賀県児童成人福祉施設協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課
69	きょうされん滋賀支部	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課
70	滋賀県障害児地域療育連絡協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課
71	滋賀県社会就労センター協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課
72	公益財団法人糸賀一雄記念財団	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課
73	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課

74	滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	障害福祉課
75	一般社団法人滋賀県薬剤師会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	薬務課
76	一般社団法人滋賀県薬業協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	薬務課
77	一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	薬務課
78	滋賀県医薬品卸協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	薬務課
79	滋賀化粧品工業会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	薬務課
80	滋賀医療機器工業会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	薬務課
81	公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
82	滋賀県クリーニング生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
83	滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
84	滋賀県美容業生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
85	生活衛生同業組合滋賀県興行協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
86	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
87	滋賀県食肉生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
88	滋賀県すし・料理生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
89	滋賀県理容生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
90	滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
91	滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
92	一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
93	一般社団法人滋賀県食品衛生協会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
94	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	新規	要請書発出	健康医療福祉部	生活衛生課
95	滋賀県国民健康保険団体連合会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療保険課
96	滋賀県後期高齢者医療広域連合	継続	要請書発出	健康医療福祉部	医療保険課
97	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
98	一般社団法人滋賀県保育協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
99	滋賀県私立保育園連盟	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
100	日本保育協会滋賀県支部	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
101	滋賀県人権保育研究協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
102	滋賀県児童福祉入所施設協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
103	滋賀県児童館連絡協議会	継続	要請書発出	健康医療福祉部	子ども・青少年局
104	滋賀経済団体連合会	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課
105	滋賀県商工会議所連合会	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課
106	滋賀県中小企業団体中央会	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課
107	滋賀経済同友会	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課

108	滋賀県商工会連合会	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課
109	一般社団法人 滋賀経済産業協会	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課
110	公益社団法人 びわこビジュアルビューロー	継続	要請書手交	商工観光労働部	労働雇用政策課
111	一般社団法人 滋賀県農業会議	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
112	レーク滋賀農業協同組合	新規	要請書発出	農政水産部	農政課
113	甲賀農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
114	グリーン近江農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
115	滋賀蒲生町農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
116	東能登川農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
117	湖東農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
118	東びわこ農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
119	レーク伊吹農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
120	北びわこ農業協同組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
121	滋賀県農業共済組合	継続	要請書発出	農政水産部	農政課
122	一般社団法人 滋賀県畜産振興協会	継続	要請書提出	農政水産部	畜産課
123	公益財団法人 滋賀県水産振興協会	継続	要請書発出	農政水産部	水産課
124	滋賀県漁業協同組合連合会	継続	要請書発出	農政水産部	水産課
125	滋賀県土地改良事業団体連合会	継続	要請書手交	農政水産部	耕地課
126	一般社団法人滋賀県建設業協会	継続	要請書発出	土木交通部	監理課
127	公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会	継続	要請書発出	土木交通部	監理課
128	一般社団法人滋賀県バス協会	継続	要請書発出	土木交通部	交通戦略課
129	一般社団法人滋賀県タクシー協会	継続	要請書発出	土木交通部	交通戦略課
130	公益社団法人滋賀県建築士会	継続	会議で要請	土木交通部	建築課
131	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	継続	会議で要請	土木交通部	建築課
132	一般社団法人滋賀県建築設計家協会	継続	会議で要請	土木交通部	建築課
133	公益社団法人日本建築家協会滋賀地域会	継続	会議で要請	土木交通部	建築課
134	滋賀県建築設計監理事業協同組合	継続	会議で要請	土木交通部	建築課
135	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	継続	会議で要請	土木交通部	建築課
136	滋賀県道路公社	継続	要請書発出	土木交通部	道路整備課
137	一般社団法人 滋賀県造園協会	継続	要請書発出	土木交通部	都市計画課
138	公立学校共済組合滋賀支部	継続	要請書発出	教育委員会事務局	教職員課
139	一般財団法人 滋賀県教職員互助会	継続	要請書発出	教育委員会事務局	教職員課
140	公益財団法人 滋賀県人権センター	継続	要請書発出	教育委員会事務局	人権施策推進課・人権教育課
141	公益財団法人 滋賀県学校給食会	継続	要請書手交	教育委員会事務局	保健体育課

○滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

平成27年4月1日

／滋賀県訓令第3号／企業庁訓令第3号／病院事業庁訓令第3号／教育委員会教育長訓令
第3号／警察本部訓令第15号／

改正 平成27年12月28日／訓令第42号／企業庁訓令第14号／病院事業庁訓令第13号／教
育委員会教育長訓令第22号／警察本部訓令第34号／

平成28年4月1日／訓令第8号／企業庁訓令第4号／病院事業庁訓令第4号／教育委員会
教育長訓令第4号／警察本部訓令第12号／

平成29年3月31日／訓令第4号／企業庁訓令第3号／病院事業庁訓令第3号／教育委員会
教育長訓令第3号／警察本部訓令第12号／

平成30年6月1日／訓令第19号／企業庁訓令第4号／病院事業庁訓令第4号／教育委員会
教育長訓令第9号／警察本部訓令第18号／

平成30年7月20日／訓令第23号／企業庁訓令第8号／病院事業庁訓令第8号／教育委員会
教育長訓令第13号／警察本部訓令第23号／

平成30年8月20日／訓令第32号／企業庁訓令第15号／病院事業庁訓令第14号／教育委員
会教育長訓令第21号／警察本部訓令第29号／

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程を次のように定める。

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

(設置)

第1条 障害者の雇用に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、滋賀県障害者雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。
- (2) 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(4) 幹事

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部長に委嘱する。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部職業対策課長に委嘱する。
- 6 本部長は、第4項および前項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(一部改正〔平28／訓令8／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令4／警本訓令12／・平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／〕)

(構成員の職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、商工観光労働部を担任する副知事である副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。
- 4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(一部改正〔平27／訓令42／企業庁訓令14／病事庁訓令13／教育長訓令22／警本訓令34／・平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／・平30／訓令23／企業庁訓令8／病事庁訓令8／教育長訓令13／警本訓令23／・平30／訓令32／企業庁訓令15／病事庁訓令14／教育長訓令21／警本訓令29／〕)

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とし、本部長が招集する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、第2条に規定する事項について協議する。

(一部改正〔平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／〕)

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課、商工観光労働部労働雇用政策課または教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(一部改正〔平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／〕)

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年／訓令第42号／企業庁訓令第14号／病事庁訓令第13号／教育長訓令第22号／警本訓令第34号／)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成28年／訓令第8号／企業庁訓令第4号／病事庁訓令第4号／教育長訓令第4号／警本訓令第12号／)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年／訓令第4号／企業庁訓令第3号／病事庁訓令第3号／教育長訓令第3号／警本訓令第12号／)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年／訓令第19号／企業庁訓令第4号／病事庁訓令第4号／教育長訓令第9号／警本訓令第18号／)

この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

付 則 (平成30年／訓令第23号／企業庁訓令第8号／病事庁訓令第8号／教育長訓令第13号／警本訓令第23号／)

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

付 則 (平成30年／訓令第32号／企業庁訓令第15号／病事庁訓令第14号／教育長訓令第21号／警本訓令第29号／)

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

付 則 (平成31年／訓令第6号／企業庁訓令第5号／病事庁訓令第5号／教育長訓令第5号／警本訓令第10号／)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(一部改正〔平28／訓令8／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令4／警本

訓令12／・平31／訓令6／企業庁訓令5／病事庁訓令5／教育長訓令5／警本訓令10／〕)

知事公室長 総合企画部長 総務部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長

別表第2 (第3条関係)

(一部改正〔平28／訓令8／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令4／警本訓令12／・平29／訓令4／企業庁訓令3／病事庁訓令3／教育長訓令3／警本訓令12／・平30／訓令19／企業庁訓令4／病事庁訓令4／教育長訓令9／警本訓令18／・平31／訓令6／企業庁訓令5／病事庁訓令5／教育長訓令5／警本訓令10／〕)

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長 人権施策推進課長
総務部	人事課長 私学・県立大学振興課長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 障害福祉課長
商工観光労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
教育委員会事務局	教育総務課長 高校教育課長 幼小中教育課長 特別支援教育課長
警察本部	警務課長

資料提供
滋賀労働局発表
令和3年12月27日(月)

担当	滋賀労働局職業安定部職業対策課 課長 中野 智 課長補佐 上田 浩司 地方障害者雇用担当官 豊嶋 博文 (電話)077-526-8686
----	----------------------------------------------------------------------------------

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業においては、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
公的機関等においては、雇用障害者数は増加し、実雇用率も上昇

滋賀労働局（局長 待鳥浩二）では、滋賀県内の民間企業や公的機関等における、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

滋賀県内に本社のある民間企業 <法定雇用率 2.3%>

- 1 雇用されている障害者（注1）は、3,373.5人（3,252.0人）。
対前年 3.7%（121.5人）増加、12年連続過去最高を更新。
- 2 実雇用率（注2）は、2.33%（2.29%）で過去最高を更新。
前年比 0.04ポイント上昇、全国平均 2.20%（2.15%）を上回る。
- 3 法定雇用率達成企業の割合は、54.0%（56.2%）。
前年比 2.2ポイント低下したものの、全国平均 47.0%（48.6%）を上回る。
()内は前年の数値

滋賀県内の公的機関等 <法定雇用率 2.6% 教育委員会は 2.5%>

- 1 全体の雇用障害者数は増加し、実雇用率も前年比 0.07ポイント増。
- 2 県市町の28機関のうち、達成は15機関。未達成機関は13機関。未達成機関の法定雇用不足数は、合計 65.0人。
- 3 独立行政法人等の5機関すべて達成。

（注1）障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については法律上、1人を0.5人に相当するものとして算出している。（精神障害者である短時間労働者には、特例措置あり）

（注2）実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果(概要)

1. 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 (5頁、6頁、9頁参照)

- ・滋賀県内にある民間企業(43.5人以上規模の企業927社：法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は、3,373.5人で、前年より121.5人増加(前年比3.7%増)し、12年連続で過去最高となった。
- ・雇用されている障害者のうち、身体障害者は1,784.0人(前年比3.5%増)知的障害者は1,076.5人(同2.3%増)、精神障害者は513.0人(同7.9%増)と、いずれも前年より増加した。
- ・実雇用率は、2.33%と、過去最高となり、全国平均の2.20%を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、54.0%(927社のうち501社)であり、前年を2.2ポイント下回ったものの、全国平均の47.0%を上回った。

令和2年6月1日の調査時と比べ、対象となる企業は927社と前年の885社と42社増加し、法定雇用率達成企業は501社と、前年の497社より4社増加した。

(2) 企業規模別の状況 (10頁参照)

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300～500人未満の規模企業で前年より減少したものの、その他の規模企業では前年より増加した。
- ・実雇用率は、43.5～100人未満、100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業は前年より上昇した。なお、民間企業全体の実雇用率2.33%と比較すると、100～300人未満及び1,000人以上規模企業が民間企業全体の実雇用率を上回っている。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満規模企業で前年を上回った。

	企業数	法定常用労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合(%)	
				3年度	2年度		3年度	2年度
	927	144,726.5	3373.5	2.33	2.29	501	54.0	56.2
43.5～100人未満	515	33,739.5	713.0	2.11	2.10	266	51.7	53.8
100～300人未満	321	48,959.5	1,193.5	2.44	2.33	193	60.1	60.0
300～500人未満	58	20,190.0	399.0	1.98	2.00	23	39.7	48.3
500～1000人未満	24	15,370.5	356.5	2.32	2.30	14	58.3	65.2
1000人以上	9	26,467.0	711.5	2.69	2.69	5	55.6	66.7

(3) 産業別の状況 (11～14頁参照)

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」「複合サービス事業」以外の業種において、前年よりも増加した。「製造業」(71.5人の増)「医療、福祉」(57.0人の増)については、10人を超える増加であった。
- ・産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.51%)「宿泊業、飲食サービス業」(2.55%)が法定雇用率を上回っている。

	企業数 (社)	法定常用労働 者数(人)	雇用障害者数 (人)	実雇用率(%)		法定雇 用率を 上回る 業種	前年の 雇用率 を上回 る業種
				3年度	2年度		
	927	144,726.5	3,373.5	2.33	2.29		
農業、林業	2	114.0	1.0	0.88	-		
建設業	32	3,278.5	65.0	1.98	1.99		
製造業	333	54,999.0	1205.0	2.19	2.09		○
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	-	-	-		
情報通信業	6	1,603.0	25.0	1.56	1.21		○
運輸業、郵便業	61	6,217.5	137.0	2.20	2.15		○
卸売業、小売業	100	24,150.0	522.0	2.16	2.13		○
金融業、保険業	10	4,297.0	82.5	1.92	2.03		
不動産業、物品賃貸業	15	1,146.5	13.5	1.18	1.09		○
学術研究、専門・技術サービス業	14	1,965.0	41.0	2.09	1.85		○
宿泊業、飲食サービス業	26	3,112.0	79.5	2.55	2.76	○	
生活関連サービス業、娯楽業	24	2,080.5	43.0	2.07	1.84		○
教育、学習支援業	17	1,589.0	22.5	1.42	1.22		○
医療、福祉	164	24,098.5	845.0	3.51	3.51	○	
複合サービス事業	8	2,948.5	59.0	2.00	2.29		
サービス業	114	13,074.0	232.5	1.78	1.91		

注) -は1社のため、掲載していない。

(4) 法定雇用率未達成の企業の状況 (15頁参照)

- ・法定雇用率未達成の企業は426社で前年の388社より38社増加した。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は297社あり、未達成企業の69.7%を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は240社あり、未達成企業に占める割合は56.3%となっている。

2 地方公共団体等における雇用状況（17頁～20頁参照）

(1) 都道府県の機関

滋賀県の機関（法定雇用率 2.6%）

滋賀県の機関（滋賀県知事部局、滋賀県警察本部、滋賀県議会事務局）に在職している障害者の数は、141.0人と前年（125.0人）より16.0人増加し、実雇用率は2.77%と前年に比べ0.19ポイント上昇した。

滋賀県知事部局、警察本部、議会事務局のいずれも法定雇用率を達成した。

滋賀県教育委員会（法定雇用率 2.5%）

滋賀県教育委員会に在職している障害者の数は、240.5人と前年（250.5人）より10人減少、実雇用率も2.55%と前年より0.11ポイント低下したものの、法定雇用率を達成した。

(2) 市町等の機関

市町等の機関（法定雇用率 2.6%）

法定雇用率 2.6%が適用される機関（市町、公立病院）に在職している障害者の数は、430.0人と前年に比べ30.0人増加し、実雇用率は2.26%と前年より0.10ポイント上昇した。

21機関のうち、9機関が達成し、12機関は未達成であった。

【未達成の市町等】

大津市、長浜市、米原市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市、野洲市、栗東市、愛荘町、高島市民病院、長浜市病院事業管理者

市町の教育委員会（法定雇用率 2.5%）

法定雇用率 2.5%が適用される市町の教育委員会は、県内に3機関あり、在籍している障害者の数は、前年より1名減の4.0人であった。

3機関のうち2機関が達成し、甲良町教育委員会は未達成であった。

(3) 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.6%）

県内の独立行政法人、地方独立行政法人に雇用されている障害者は、85.0人で前年度より11名増。実雇用率は2.66%と前年より0.26ポイント増加した。県内の5機関すべてが法定雇用率を達成した。

<参考>

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減(%)		対前年増減(%)	滋賀県	全国	滋賀県	全国
平成9年	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10年	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11年	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12年	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13年	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14年	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15年	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16年	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17年	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18年	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19年	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20年	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21年	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22年	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23年	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24年	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25年	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26年	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27年	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2
28年	129,862.0	2.9	2,714.0	8.5	2.09	1.92	58.8	48.8
29年	133,561.5	2.8	2,840.5	4.7	2.13	1.97	60.7	50.0
30年	140,389.0	5.1	3,128.0	10.1	2.23	2.05	54.8	45.9
令和元年	140,516.5	0.1	3,210.5	2.6	2.28	2.11	55.7	48.0
2年	141,909.0	1.0	3,252.0	1.3	2.29	2.15	56.2	48.6
3年	144,726.5	2.0	3,373.5	3.7	2.33	2.20	54.0	47.0

注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

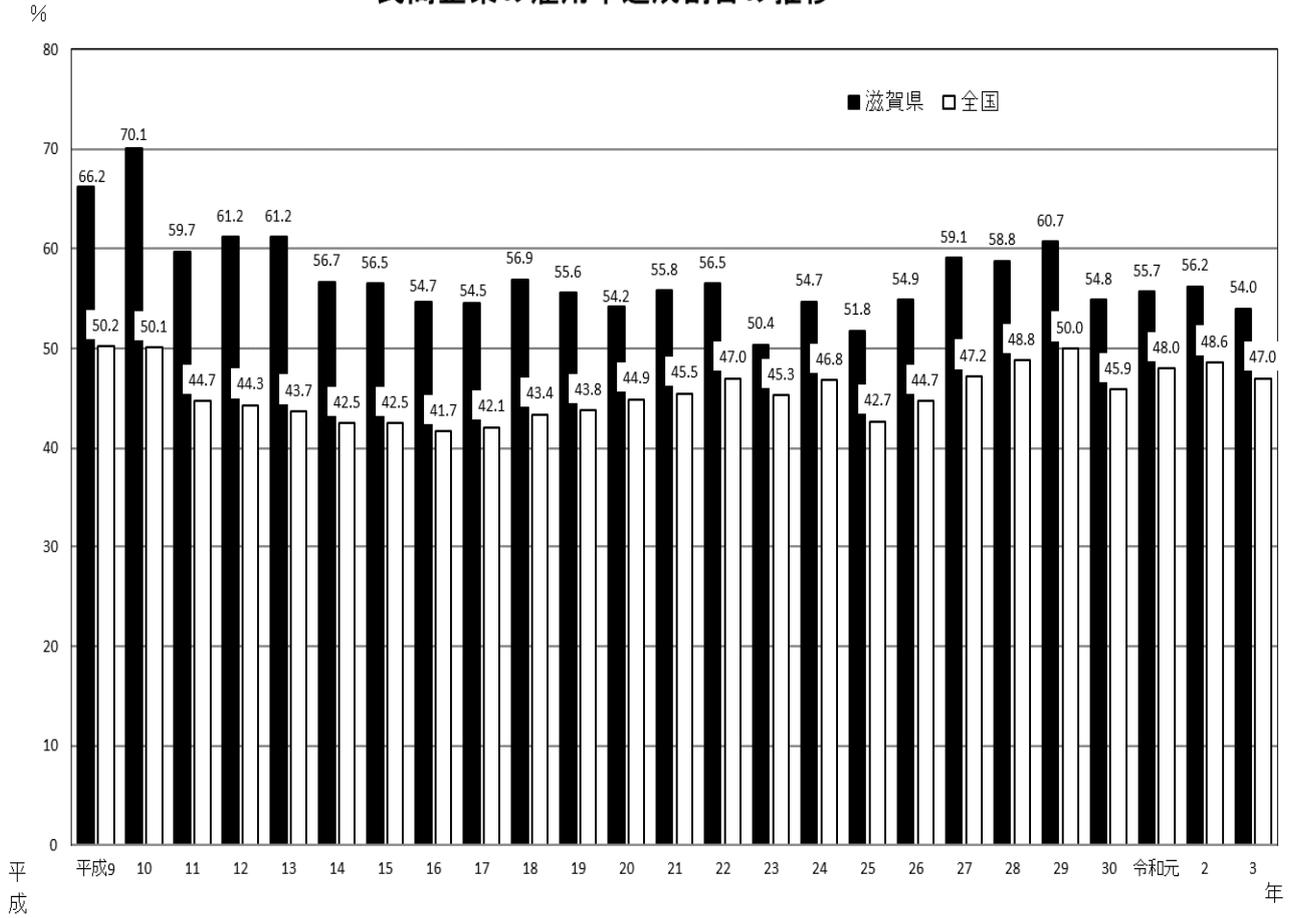
平成17年まで { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。

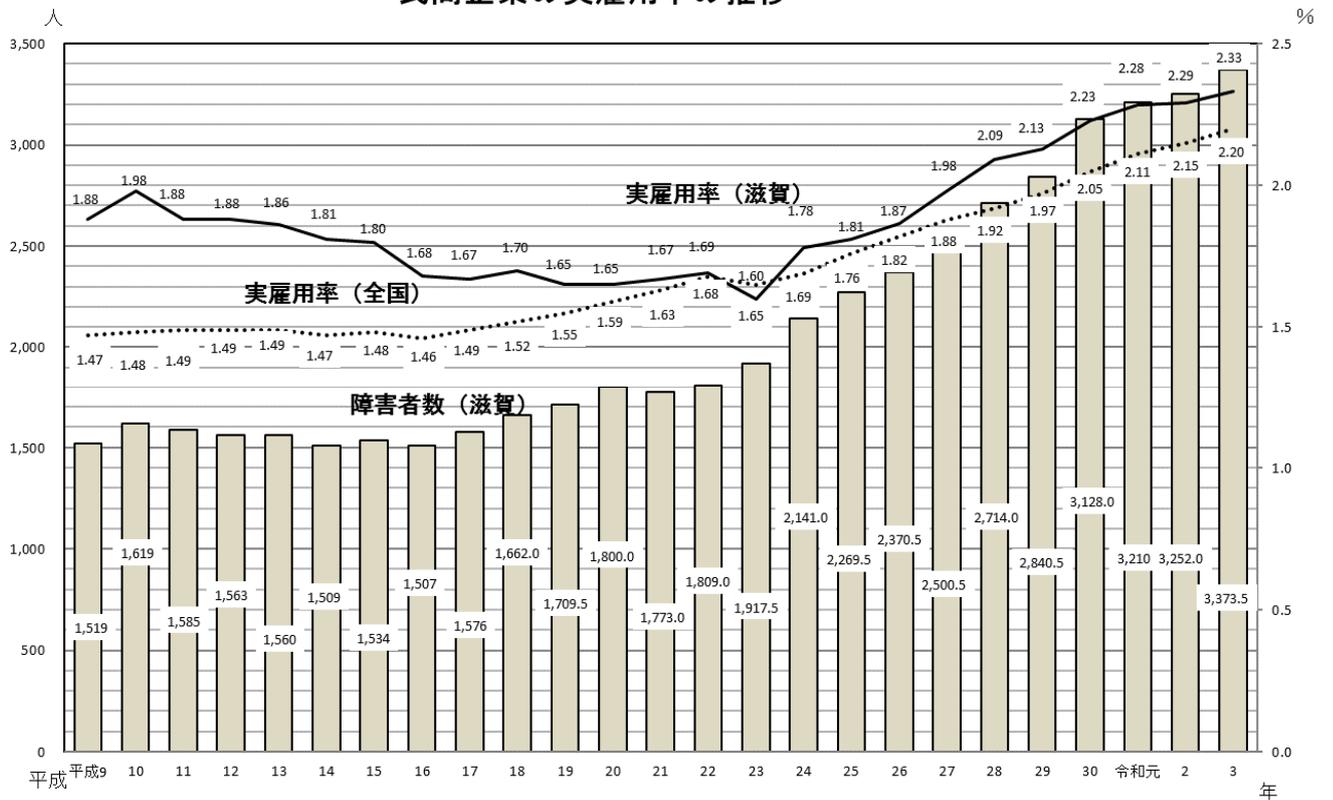
平成23年～ { 短時間労働者を常用労働者数に加える。
重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。

平成30年～ { 精神障害者である短時間労働者のうち、①②いずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 ……………2.5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

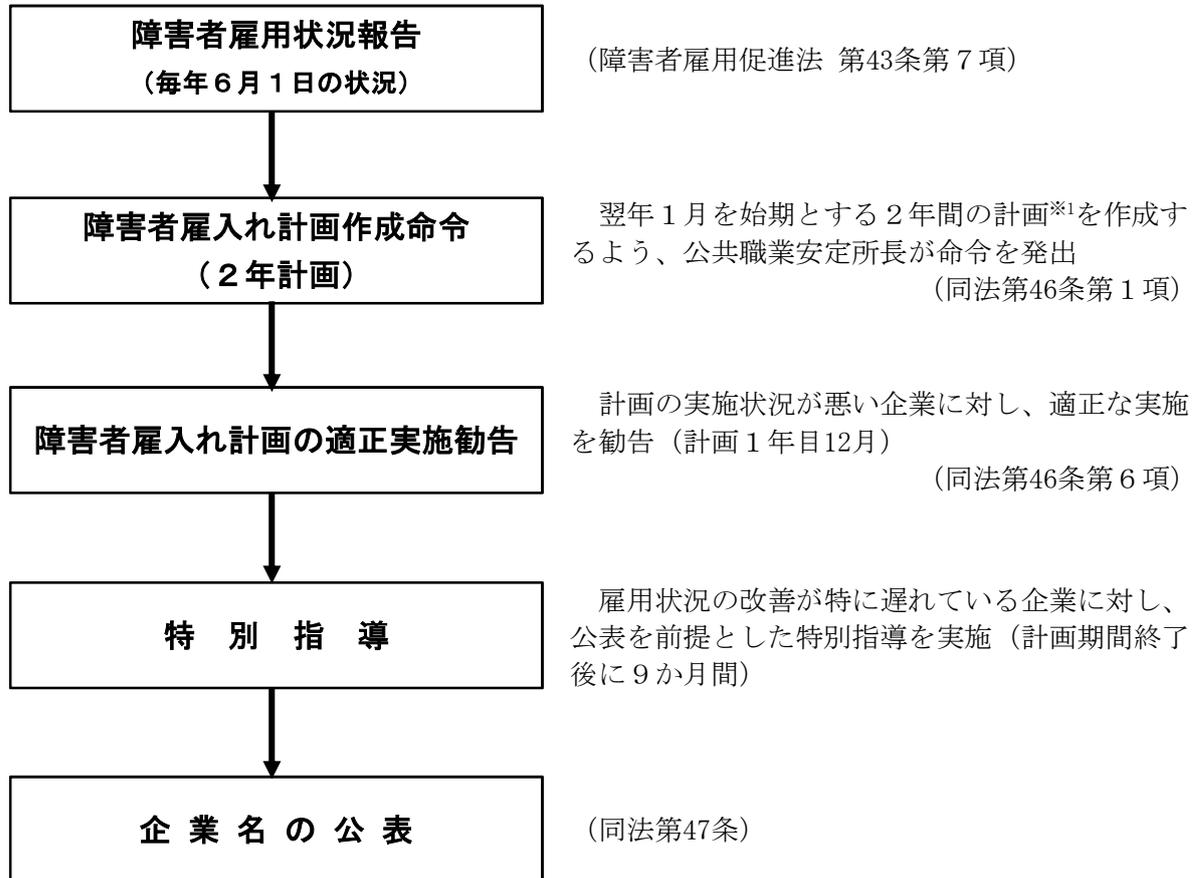
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績・全国]

○ 令和2年度の実績^{※2}

- * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 512社
- * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 122社
- * 「特別指導」の実施 30社

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業 522社(2年度)

○ 企業名の公表

18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、21年度 7社(うち1社は再公表)
22年度 6社(うち2社は再公表)、23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、
25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
30年度 0社、令和元年度 0社、2年度 1社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 企業 人	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 人	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数 企業	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 %	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 人	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 人	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4) 人	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5) 人	E. 計 A×2+B+C+D×0.5 人				F. うち新規雇用分 人
滋賀県	927 (885)	144,726.5 (141,909.0)	486 (466)	111 (106)	2,039 (2,002)	503 (424)	3,373.5 (3,252.0)	356.5 (331.0)	2.33 (2.29)	501 (497)	54.0 (56.2)
全国	106,924 (102,698)	27,156,780.5 (26,866,997.0)	124,508 (122,795)	18,003 (17,084)	304,060 (291,126)	53,414 (48,984)	597,786.0 (578,292.0)	55,081.0 (57,630.0)	2.20 (2.15)	50,306 (49,956)	47.0 (48.6)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者 人	b. 重度身体障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の身体障害者 人	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人	a. 重度知的障害者 人	b. 重度知的障害者である短時間労働者 人	c. 重度以外の知的障害者 人	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	e. 計 a×2+b+c+d×0.5 人	f. うち新規雇用分 人	c. 精神障害者 人	d. 精神障害者である短時間労働者 人	e. d.のうち(①の表の注4)に該当する短時間労働者 人	f. 計 c+(d-e)×0.5+e 人	g. うち新規雇用分 人
滋賀県	3,373.5 (3,252.0)	436 (415)	93 (90)	739 (734)	160 (140)	1,784.0 (1,724.0)	152.0 (125.0)	50 (51)	18 (16)	833 (826)	251 (217)	1,076.5 (1,052.5)	93.0 (101.0)	353 (326)	206 (183)	114 (116)	513.0 (475.5)	111.5 (105.0)
全国	597,786.0 (578,292.0)	102,888 (101,767)	13,437 (12,679)	130,917 (131,125)	17,875 (17,462)	359,067.5 (356,069.0)	22,985.5 (25,134.0)	21,620 (21,028)	4,566 (4,405)	82,015 (77,885)	21,688 (19,722)	140,665.0 (134,207.0)	12,845.5 (13,418.5)	75,197 (67,801)	29,782 (26,115)	15,931 (14,315)	98,053.5 (88,016.0)	19,250.0 (19,077.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成30年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成30年6月2日以降に採用された者であること。
②平成30年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
	企業	人	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注4)					
規模計	927 (885)	144,726.5 (141,909.0)	486 (466)	111 (106)	2,039 (2,002)	503 (424)	3,373.5 (3,252.0)	356.5 (331.0)	2.33 (2.29)	501 (497)	54.0 (56.2)
43.5～ 100人未満	515 (470)	33,739.5 (31,601.5)	102 (92)	27 (29)	418 (397)	128 (105)	713.0 (662.5)	77.5 (63.5)	2.11 (2.10)	266 (253)	51.7 (53.8)
100～ 300人未満	321 (325)	48,959.5 (49,869.0)	164 (163)	43 (40)	705 (692)	235 (210)	1,193.5 (1,163.0)	141.5 (133.0)	2.44 (2.33)	193 (195)	60.1 (60.0)
300～ 500人未満	58 (58)	20,190.0 (20,606.5)	55 (58)	4 (5)	277 (279)	16 (23)	399.0 (411.5)	37.0 (36.0)	1.98 (2.00)	23 (28)	39.7 (48.3)
500～ 1,000人未満	24 (23)	15,370.5 (14,417.0)	64 (48)	15 (13)	202 (215)	23 (15)	356.5 (331.5)	46.0 (54.0)	2.32 (2.30)	14 (15)	58.3 (65.2)
1,000人以上	9 (9)	26,467.0 (25,415.0)	101 (105)	22 (19)	437 (419)	101 (71)	711.5 (683.5)	54.5 (44.5)	2.69 (2.69)	5 (6)	55.6 (66.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. d.のうち精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分
規模計	3,373.5 (3,252.0)	436 (415)	93 (90)	739 (734)	160 (140)	1,784.0 (1,724.0)	152.0 (125.0)	50 (51)	18 (16)	833 (826)	251 (217)	1,076.5 (1,052.5)	93.0 (101.0)	353 (326)	206 (183)	114 (116)	513.0 (475.5)	111.5 (105.0)
43.5～ 100人未満	713.0 (662.5)	89 (79)	21 (22)	144 (149)	47 (41)	366.5 (349.5)		13 (13)	6 (7)	182 (170)	63 (54)	245.5 (230.0)		87 (67)	23 (21)	5 (11)	101.0 (83.0)	
100～ 300人未満	1,193.5 (1,163.0)	152 (151)	39 (37)	250 (245)	49 (56)	617.5 (612.0)		12 (12)	4 (3)	258 (262)	134 (113)	353.0 (345.5)		116 (113)	133 (113)	81 (72)	223.0 (205.5)	
300～ 500人未満	399.0 (411.5)	51 (54)	3 (4)	111 (119)	7 (7)	219.5 (234.5)		4 (4)	1 (1)	99 (97)	5 (9)	110.5 (110.5)		52 (55)	19 (15)	15 (8)	69.0 (66.5)	
500～ 1,000人未満	356.5 (331.5)	58 (43)	13 (12)	95 (90)	7 (4)	227.5 (190.0)		6 (5)	2 (1)	63 (77)	12 (9)	83.0 (92.5)		38 (41)	10 (9)	6 (7)	46.0 (49.0)	
1,000人以上	711.5 (683.5)	86 (88)	17 (15)	139 (131)	50 (32)	353.0 (338.0)		15 (17)	5 (4)	231 (220)	37 (32)	284.5 (274.0)		60 (50)	21 (25)	7 (18)	74.0 (71.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	927 (885)	144,726.5 141,909.0	486 466	111 106	2,039 2,002	503 424	3,373.5 3,252.0	356.5 331.0	2.33 2.29	501 497	54.0 56.2
農、林、漁業	2 (1)	114.0 -	0 -	0 -	1 -	0 -	1.0 -	0.0 -	0.88 -	1 -	50.0 -
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0.0 0.0	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.00 0.00	0 0	0.0 0.0
建設業	32 (30)	3,278.5 3,122.0	12 12	1 1	38 35	4 4	65.0 62.0	3.5 8.5	1.98 1.99	18 17	56.3 56.7
製造業	333 (321)	54,999.0 54,268.5	185 171	15 13	797 759	46 39	1,205.0 1,133.5	99.0 82.5	2.19 2.09	202 187	60.7 58.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (0)	- 0.0	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0.0	- 0.0	- 0.00	- 0	- 0.0
情報通信業	6 (6)	1,603.0 1,568.0	6 3	0 0	13 13	0 0	25.0 19.0	4.0 3.0	1.56 1.21	2 3	33.3 50.0
運輸業、郵便業	61 (59)	6,217.5 6,167.5	24 21	5 5	82 82	4 7	137.0 132.5	14.0 19.0	2.20 2.15	38 39	62.3 66.1
卸売業、小売業	100 (98)	24,150.0 24,927.5	58 60	19 17	337 355	100 78	522.0 531.0	52.5 38.0	2.16 2.13	35 40	35.0 40.8
金融業、保険業	10 (10)	4,297.0 4,329.0	19 21	10 10	26 26	17 20	82.5 88.0	2.0 6.0	1.92 2.03	2 4	20.0 40.0
不動産業、物品賃貸業	15 (15)	1,146.5 1,189.0	3 3	3 2	3 4	3 2	13.5 13.0	1.5 4.0	1.18 1.09	6 7	40.0 46.7
学術研究、専門・技術サービス業	14 (11)	1,965.0 1,781.5	8 6	0 0	25 21	0 0	41.0 33.0	7.0 3.0	2.09 1.85	10 7	71.4 63.6
宿泊業、飲食サービス業	26 (29)	3,112.0 3,653.5	8 7	3 4	50 72	21 22	79.5 101.0	16.5 25.5	2.55 2.76	18 20	69.2 69.0
生活関連サービス業、娯楽業	24 (22)	2,080.5 1,979.5	5 4	1 2	29 23	6 7	43.0 36.5	8.0 5.5	2.07 1.84	9 7	37.5 31.8
教育、学習支援業	17 (16)	1,589.0 1,555.0	2 2	2 2	15 12	3 2	22.5 19.0	4.5 1.5	1.42 1.22	8 8	47.1 50.0
医療、福祉	164 (153)	24,098.5 22,470.5	102 102	44 41	465 433	264 220	845.0 788.0	116.5 86.0	3.51 3.51	106 99	64.6 64.7
複合サービス事業	8 (14)	2,948.5 2,952.0	13 16	0 0	31 35	4 1	59.0 67.5	0.0 3.0	2.00 2.29	3 11	37.5 78.6
サービス業	114 (100)	13,074.0 11,878.5	41 38	8 9	127 131	31 22	232.5 227.0	27.5 45.5	1.78 1.91	43 47	37.7 47.0

注 ーは1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. d.のうち精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 c+(d-e)×0.5+e	f. うち新規雇用分
産業計	3,373.5 (3,252.0)	436 415	93 90	739 734	160 140	1,784.0 1,724.0	152.0 125.0	50 51	18 16	833 826	251 217	1,076.5 1,052.5	93.0 101.0	353 326	206 183	114 116	513.0 475.5	111.5 105.0
農、林、漁業	1 (-)	0 -	0 -	0 -	0 -	0.0 -	-	0 -	0 -	1 -	0 -	1.0 -	-	0 -	0 -	0 -	0.0 -	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-
建設業	65.0 (62.0)	12 12	1 1	25 23	4 4	52.0 50.0	-	0 0	0 0	4 4	0 0	4.0 4.0	-	8 7	1 1	1 1	9.0 8.0	-
製造業	1,205.0 (1133.5)	161 149	13 11	288 290	19 20	632.5 609.0	-	24 22	2 2	372 354	16 9	430.0 404.5	-	125 108	23 17	12 7	142.5 120.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	- (0.0)	- 0	- 0	- 0	- 0	- 0.0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-
情報通信業	25.0 (19.0)	6 3	0 0	8 8	0 0	20.0 14.0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-	5 5	0 0	0 0	5.0 5.0	-
運輸業、郵便業	137.0 (132.5)	24 21	4 5	47 45	2 6	100.0 95.0	-	0 0	1 0	20 20	1 0	21.5 20.0	-	11 15	5 3	4 2	15.5 17.5	-
卸売業、小売業	522.0 (531.0)	45 44	15 14	103 98	49 37	232.5 218.5	-	13 16	4 3	173 186	39 36	222.5 239.0	-	52 50	21 26	9 21	67.0 73.5	-
金融業、保険業	82.5 (88.0)	19 21	10 10	16 15	14 14	71.0 74.0	-	0 0	0 0	4 4	2 4	5.0 6.0	-	4 3	3 6	2 4	6.5 8.0	-
不動産業、物品賃貸業	13.5 (13.0)	3 3	3 2	2 2	3 2	12.5 11.0	-	0 0	0 0	0 0	0 0	0.0 0.0	-	1 1	0 1	0 1	1.0 2.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	41.0 (33.0)	8 6	0 0	12 10	0 0	28.0 22.0	-	0 0	0 0	4 4	0 0	4.0 4.0	-	8 6	1 1	1 1	9.0 7.0	-
宿泊業、飲食サービス業	79.5 (101.0)	8 7	2 4	11 14	7 7	32.5 35.5	-	0 0	1 0	26 39	14 13	34.0 45.5	-	7 13	6 8	6 6	13.0 20.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	43.0 (36.5)	4 3	1 1	4 3	2 2	14.0 11.0	-	1 1	0 1	18 15	3 4	21.5 20.0	-	5 3	3 3	2 2	7.5 5.5	-
教育・学習支援業	22.5 (19.0)	2 2	2 2	9 9	3 1	16.5 15.5	-	0 0	0 0	1 1	0 1	1.0 1.5	-	5 2	0 0	0 0	5.0 2.0	-
医療、福祉	845.0 (788.0)	90 90	34 31	133 123	39 31	366.5 349.5	-	12 12	10 10	174 167	169 146	292.5 274.0	-	88 80	126 106	70 63	186.0 164.5	-
複合サービス事業	59.0 (67.5)	13 16	0 0	18 20	3 1	45.5 52.5	-	0 0	0 0	6 5	0 0	6.0 5.0	-	7 10	1 0	0 0	7.5 10.0	-
サービス業	232.5 (227.0)	41 38	8 9	63 74	15 15	160.5 166.5	-	0 0	0 0	30 26	7 4	33.5 28.0	-	27 23	16 11	7 8	38.5 32.5	-

注 -は1社の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成企 業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)					
	企業	人	人	人	人	人	人		%	企業	%
製造業計	333	54,999.0	185	15	797	46	1,205.0	99.0	2.19	202	60.7
	(321	54,268.5	171	13	759	39	1,133.5	82.5	2.09	187	58.3)
食料品・たばこ	19	3,402.5	8	4	62	5	84.5	4.5	2.48	15	78.9
	(14	2,444.0	5	1	48	3	60.5	5.0	2.48	11	78.6)
繊維工業	22	3,399.5	6	1	48	6	64.0	4.0	1.88	12	54.5
	(20	3,140.5	5	1	42	5	55.5	2.5	1.77	11	55.0)
木材・家具	5	398.5	3	1	5	1	12.5	0.0	3.14	4	80.0
	(7	502.0	2	1	5	1	10.5	0.0	2.09	4	57.1)
パルプ・紙・印刷	16	2,470.5	7	0	34	0	48.0	4.0	1.94	9	56.3
	(15	2,554.0	8	0	34	0	50.0	3.0	1.96	8	53.3)
化学工業	42	5,451.0	11	1	91	5	116.5	13.0	2.14	28	66.7
	(33	4,923.0	10	1	81	5	104.5	8.5	2.12	22	66.7)
窯業・土石	19	4,797.0	20	0	101	0	141.0	11.0	2.94	8	42.1
	(18	4,712.0	21	0	96	0	138.0	11.0	2.93	9	50.0)
鉄鋼	6	1,068.5	4	0	11	0	19.0	2.0	1.78	2	33.3
	(6	1,097.5	4	0	12	0	20.0	0.0	1.82	3	50.0)
非鉄金属	7	1,926.5	9	0	28	1	46.5	0.0	2.41	5	71.4
	(8	1,907.0	8	0	30	1	46.5	5.5	2.44	6	75.0)
金属製品	38	3,443.0	13	1	46	1	73.5	4.0	2.13	19	50.0
	(34	3,247.0	10	1	48	1	69.5	5.0	2.14	21	61.8)
電気機械	40	5,227.5	15	2	73	5	107.5	13.0	2.06	27	67.5
	(43	5,909.5	11	5	76	6	106.0	12.0	1.79	23	53.5)
その他機械	74	17,010.5	69	3	196	11	342.5	30.5	2.01	40	54.1
	(77	17,132.0	65	2	191	8	327.0	21.0	1.91	38	49.4)
その他	45	6,404.0	20	2	102	11	149.5	13.0	2.33	33	73.3
	(46	6,700.0	22	1	96	9	145.5	9.0	2.17	31	67.4)

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. d. のうち精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 c+(d-e)×0.5+e
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	1205.0 (1133.5)	161 (149)	13 (11)	288 (290)	19 (20)	632.5 (609.0)	24 (22)	2 (2)	372 (354)	16 (9)	430.0 (404.5)	125 (108)	23 (17)	12 (7)	142.5 (120.0)
食品・たばこ	84.5 (60.5)	4 (2)	3 (0)	6 (8)	0 (0)	17.0 (12.0)	4 (3)	1 (1)	53 (39)	4 (3)	64.0 (47.5)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	3.5 (1.0)
繊維工業	64.0 (55.5)	3 (2)	0 (0)	23 (22)	2 (3)	30.0 (27.5)	3 (3)	1 (1)	19 (17)	2 (1)	27.0 (24.5)	6 (3)	2 (1)	0 (0)	7.0 (3.5)
木材・家具	12.5 (10.5)	3 (2)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	8.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	2.5 (0.5)
パルプ・紙・印刷	48.0 (50.0)	7 (8)	0 (0)	11 (13)	0 (0)	25.0 (29.0)	0 (0)	0 (0)	13 (14)	0 (0)	13.0 (14.0)	7 (6)	3 (1)	3 (1)	10.0 (7.0)
化学工業	116.5 (104.5)	10 (9)	1 (1)	34 (32)	4 (3)	57.0 (52.5)	1 (1)	0 (0)	33 (32)	1 (0)	35.5 (34.0)	21 (15)	3 (4)	3 (2)	24.0 (18.0)
窯業・土石	141.0 (138.0)	20 (21)	0 (0)	36 (37)	0 (0)	76.0 (79.0)	0 (0)	0 (0)	53 (48)	0 (0)	53.0 (48.0)	12 (11)	0 (0)	0 (0)	12.0 (11.0)
鉄鋼	19.0 (20.0)	4 (4)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	12.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	4.0 (5.0)
非鉄金属	46.5 (46.5)	8 (7)	0 (0)	8 (8)	1 (1)	24.5 (22.5)	1 (1)	0 (0)	17 (18)	0 (0)	19.0 (20.0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	3.0 (4.0)
金属製品	73.5 (69.5)	10 (7)	1 (1)	23 (26)	1 (1)	44.5 (41.5)	3 (3)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	24.0 (23.0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)
電気機械	107.5 (106.0)	14 (9)	2 (5)	22 (24)	3 (4)	53.5 (49.0)	1 (2)	0 (0)	39 (41)	1 (1)	41.5 (45.5)	11 (10)	2 (2)	1 (1)	12.5 (11.5)
その他機械	342.5 (327.0)	62 (60)	3 (2)	90 (86)	5 (4)	219.5 (210.0)	7 (5)	0 (0)	69 (68)	2 (1)	84.0 (78.5)	36 (36)	5 (4)	1 (1)	39.0 (38.5)
その他	149.5 (145.5)	16 (18)	2 (1)	30 (28)	3 (4)	65.5 (67.0)	4 (4)	0 (0)	53 (54)	6 (3)	64.0 (63.5)	15 (12)	6 (4)	4 (2)	20.0 (15.0)

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9.5人以下	10人以上	
規模計	426 (100.0%)	297 (69.7%)	81 (19.0%)	30 (7.0%)	9 (2.1%)	8 (1.9%)	1 (0.2%)	240 (56.3%)
43.5-100人未満	249 (100.0%)	227 (91.2%)	22 (8.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	216 (86.7%)
100-300人未満	128 (100.0%)	55 (43.0%)	50 (39.1%)	18 (14.1%)	4 (3.1%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	24 (18.8%)
300-500人未満	35 (100.0%)	11 (31.4%)	8 (22.9%)	10 (28.6%)	3 (8.6%)	3 (8.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	10 (100.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.20	0.05	47.0	△1.6	50,306	106,924
北海道	2.37	0.02	50.1	△0.8	1,950	3,889
青森	2.36	0.06	53.6	△0.5	559	1,042
岩手	2.37	0.09	58.8	1.8	627	1,066
宮城	2.21	0.04	50.7	△0.7	808	1,593
秋田	2.21	△0.04	59.7	△4.1	494	827
山形	2.11	0.00	50.5	△3.1	496	982
福島	2.14	△0.02	53.0	△2.7	798	1,507
茨城	2.17	△0.02	49.3	△2.8	839	1,701
栃木	2.26	0.08	54.4	△3.0	743	1,366
群馬	2.19	0.03	55.1	△1.5	922	1,672
埼玉	2.32	0.02	47.8	△1.7	1,743	3,647
千葉	2.15	0.03	49.0	△2.9	1,375	2,804
東京	2.09	0.05	30.9	△1.6	6,977	22,585
神奈川	2.16	0.03	44.6	△2.8	2,234	5,010
新潟	2.20	0.03	56.6	△2.4	1,152	2,036
富山	2.18	0.05	54.1	△2.8	592	1,095
石川	2.45	0.10	53.4	△3.0	613	1,147
福井	2.53	0.09	57.6	△1.3	441	765
山梨	2.16	0.11	57.3	1.1	377	658
長野	2.29	0.04	56.8	△2.0	1,010	1,778
岐阜	2.25	0.08	54.8	0.3	919	1,677
静岡	2.28	0.09	51.9	△0.4	1,636	3,152
愛知	2.14	0.06	46.5	△0.7	3,116	6,695
三重	2.36	0.08	56.9	△2.1	723	1,271
滋賀	2.33	0.04	54.0	△2.2	501	927
京都	2.28	0.04	50.9	△2.2	1,005	1,974
大阪	2.21	0.09	43.0	△0.8	3,711	8,633
兵庫	2.25	0.04	49.5	△1.4	1,784	3,603
奈良	2.88	0.05	61.5	△1.0	433	704
和歌山	2.49	△0.04	61.1	△0.5	395	646
鳥取	2.43	0.06	60.1	△2.9	292	486
島根	2.67	0.08	68.0	0.0	420	618
岡山	2.54	0.10	51.1	△2.5	798	1,563
広島	2.30	0.05	48.0	△1.0	1,170	2,437
山口	2.60	△0.01	56.3	△2.3	549	976
徳島	2.26	0.04	60.2	△2.5	325	540
香川	2.14	0.06	54.6	△1.1	481	881
愛媛	2.29	0.00	48.9	△3.9	534	1,091
高知	2.55	0.15	61.2	△1.5	338	552
福岡	2.21	0.03	49.9	△2.9	2,056	4,118
佐賀	2.70	0.05	65.0	△3.9	414	637
長崎	2.64	0.03	59.9	△2.8	627	1,046
熊本	2.41	0.06	56.5	△2.4	749	1,325
大分	2.59	0.04	61.2	0.4	551	900
宮崎	2.47	△0.05	61.9	△1.7	553	893
鹿児島	2.54	0.10	61.6	△0.4	816	1,325
沖縄	2.86	0.12	60.9	△1.3	660	1,084

2. 地方公共団体等における状況

(1) 概況

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	備考
滋賀県の機関 (法定雇用率2.6%)		5,089.5	141.0	2.77	
		(4,851.5)	(125.0)	(2.58)	
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.5%)		9,421.5	240.5	2.55	
		(9,405.5)	(250.5)	(2.66)	
市町の機関 (法定雇用率2.6%)		19,021.5	430.0	2.26	
		(18,506.5)	(400.0)	(2.16)	
市町の教育委員会 (法定雇用率2.5%)		266.0	4.0	1.50	
		(280.0)	(5.0)	1.79	
地方独立行政法人等 (法定雇用率2.6%)		3,193.0	85.0	2.66	
		(3,088.5)	(74.0)	(2.40)	
全国	都道府県の機関 (法定雇用率2.6%)	361,308.0	10,143.5	2.81	
		(355,407.5)	(9,699.5)	(2.73)	
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.5%)	639,627.0	14,108.0	2.21	
		(639,291.0)	(13,156.0)	(2.06)	
	市町村の機関 (法定雇用率2.6%)	1,329,895.5	33,369.5	2.51	
		(1,301,788.5)	(31,424.0)	(2.41)	
	市町村の教育委員会 (法定雇用率2.5%)	89,776.5	1,998.5	2.23	
		(90,200.0)	(1,800.0)	(2.00)	

注) 下段()は令和2年の数値である。

(2) 各地方公共団体における状況

① 滋賀県の機関（法定雇用率2.6%）

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	5,089.5	141.0	2.77	0.0	
滋賀県知事部局	4,676.5	130.0	2.78	0.0	(注4)
滋賀県警察本部	374.0	10.0	2.67	0.0	
滋賀県議会事務局	39.0	1.0	2.56	0.0	

② 滋賀県教育委員会（法定雇用率2.5%）

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
滋賀県教育委員会	9,421.5	240.5	2.55	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。但し、精神障害者である短時間勤務職員であって、以下のいずれかに該当する者については、1人を1カウントとしている。

ア) 平成30年6月2日以降に採用された者

イ) 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 滋賀県知事部局は、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む(特例認定を受けている)。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

③ 市町の機関における状況

法定雇用率 2.6%適用の市町

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	19,021.5	430.0	2.26	63.0	
大津市	3,404.0	60.0	1.76	28.0	注4 特例認定あり
高島市	782.0	20.5	2.62	0.0	注4 特例認定あり
長浜市	1,500.5	36.0	2.40	3.0	注4 特例認定あり
米原市	600.0	13.5	2.25	1.5	注4 特例認定あり
彦根市	1,687.0	37.0	2.19	6.0	注4 特例認定あり
近江八幡市	1,294.5	27.0	2.09	6.0	注4 特例認定あり
東近江市	1,602.5	34.0	2.12	7.0	注4 特例認定あり
甲賀市	1,270.0	33.5	2.64	0.0	注4 特例認定あり
湖南市	571.5	14.0	2.45	0.0	注4 特例認定あり
草津市	1,536.5	36.0	2.34	3.0	注4 特例認定あり
守山市	1,001.0	27.0	2.70	0.0	注4 特例認定あり
野洲市	994.5	24.0	2.41	1.0	注4、特例認定あり、注5
栗東市	687.0	16.0	2.33	1.0	注4 特例認定あり
多賀町	80.5	2.0	2.48	0.0	
甲良町	78.0	3.0	3.85	0.0	
豊郷町	94.5	2.0	2.12	0.0	
愛荘町	252.0	4.0	1.59	2.0	注4 特例認定あり
日野町	372.0	13.0	3.49	0.0	注4 特例認定あり
竜王町	273.0	8.0	2.93	0.0	注4 特例認定あり
高島市民病院	202.5	4.0	1.98	1.0	
長浜市病院事業管理者	738.0	15.5	2.10	3.5	

法定雇用率 2.5% 適用の教育委員会

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	266.0	4.0	1.50	2.0	
多賀町教育委員会	107.0	3.0	2.80	0.0	
甲良町教育委員会	96.0	0.0	0.00	2.0	
豊郷町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 野洲市については11月30日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。

(3) 地方独立行政法人等における状況

区分		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計		3,193.0	85.0	2.66	0.0	
独立行政法人等 (注1)	国立大学法人 滋賀大学	342.0	10.0	2.92	0.0	
	国立大学法人 滋賀医科大学	1471.0	39.0	2.65	0.0	
地方独立行政法人等 (注2)	公立大学法人 滋賀県立大学	210.5	6.0	2.85	0.0	
	地方独立行政法人 市立大津市民病院	600.0	15.0	2.50	0.0	
	地方独立行政法人 公立 甲賀病院	569.5	15.0	2.63	0.0	

注1 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

2 「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。但し、短時間労働者である精神障害者で、次のいずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。

ア)平成30年6月2日以降に採用された者

イ)平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者

5 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。